



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 29 年 8 月 25 日

29 年夏号

No. 38

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 石谷 秀志
事務局 泉大津市二田町 1 丁目 11-15 オークハイツⅢ301 号
編集委員 / 真奥 隆・岩間 新吾・田中 俊英・根尾 玲子・杉本あすか



『角 島』
(山口県下関市)

『蜷山反射炉【世界遺産】』
(静岡県伊豆の国市)



<写真 : 杉本 あすか 先生>

【29 年夏号 主な内容】

- | | | | |
|-----|-----------------|-----|-----------------|
| 1 面 | 写真『角島』 | 6 面 | 寄稿『最近の著作活動について』 |
| | 『蜷山反射炉』 | 7 面 | 寄稿『優勝しました!』 |
| 2 面 | 石谷支部長あいさつ | | 会員の異動 |
| | 泉大津税務署長あいさつ | 8 面 | 租税教室実施報告 |
| 3 面 | 泉大津支部役員紹介 | | 最新研修ビデオの紹介、 |
| 4 面 | 第 37 回誌上研修 『信託』 | | 原稿・写真募集、編集後記 |



ごあいさつ

支部長 石谷 秀志

拝啓、新涼の季節ますますご清祥のことと心よりお喜び申し上げます。

今年6月2日に開催しました第37回泉大津支部定期総会におきまして、引き続き支部長を拝命いたしました石谷秀志です。会員皆様方には日頃から支部活動に関しまして格別のご厚情を頂戴しておりますこと心より御礼申し上げます。

支部長を拝命して1期2年の間、色々と至らぬ点もございましたが、会員先生方の温かいご支援のお蔭で滞りなく支部運営を行うことができました。特に、昨年9月1日防災の日における「危機管理模擬訓練」で多くの先生方にご参加いただきましたことや、8年ぶりに発行しました「支部会員名簿」の作成において皆様方のご理解とご協力を賜りましたこと、誠にありがとうございました。

これからの2年間は、何時発生するか知れない災害に対する備えとして「危機管理模擬訓練」の更なる拡充と、次世代の児童・生徒が租税の意義や役割を正しく理解し、主体的に税金を納めその使い道を考える自覚を育てるための「租税教育」の普及拡大、支部会員相互の親睦や交流の一助として写真入り「支部会員名簿」の定期的な発行等々、より充実した支部活動を行っていきたいと考えています。

その他には懸案事項としまして、最近税理士会の支部事業及び大阪・奈良税理士協同組合事業が拡大傾向にあり、毎月のように会合等各種事業が開催されている中、特に役員引継時期であります6月については次期担当者の事前の日程確保が困難であるといった支障をきたしております。これらの事業を継続的にそして円滑に運営を行っていくためには、早い時期での役員引継準備を行う必要性が増してまいりました。このような状況に対応するため他支部でも実施している早期の「役員選考委員会」を検討してみようと考えております。

また、皆様方には「確定申告期の地区相談」「税務相談センター」等の税務支援事業や「租税教室」への講師派遣、「支部だより」への寄稿。そして支部研修会や支部旅行、支部ゴルフ等これからも様々なご協力を依頼させていただきますが、より多くの先生方とともに支部活動を充実させて、この泉大津支部を大切にしていきたいと考えておりますので、ご理解とご支援の程どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、泉大津支部会員皆様のご健勝とご多幸、更なるご事業のご発展を心よりお祈り申し上げます。



着任のご挨拶

泉大津税務署長 市原 幸造

残暑の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により大阪国税局徴収部特別国税徴収官から赴任してまいりました市原でございます。

泉大津税務署管内における納税道義は、皆様のご尽力のおかげをもちまして、非常に高い水準にあり、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが全力を尽くす所存ですので、篠田前署長と同様に、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く経済・社会の環境が変化する中、平成31年10月からの消費税率引き上げ及び軽減税率制度の導入などにより税に関する関心はますます高まっております。

このような中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実施する」という国税庁の使命を果たしていくために、納税者サービスの向上に引き続き努め、適正・公平な課税、徴収を行うことにより、納税者の皆様方からの負託に応え、税務署に対する理解と信頼を得る所存でございます。

しかしながら、これらのことは行政の努力のみでは実現は難しく、皆様方のご協力をなくしては、成し得ないものでありますので、税理士の皆様におかれましては、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



泉大津支部役員紹介

総務委員会

高岩 弘至
岩間 新吾・山口 秀美
中塚 高志

綱紀監察委員会

高岩 弘至

業務対策委員会

笠井 慎五
松本 直哉・森永 正樹
露口 和夫

研修委員会

森福 清和
山口 秀美・大西 博己
永谷 博子・松本 直哉
露口 和夫・中塚 高志

情報化対策委員会

森福 清和
馬場崎 淳

税務支援対策委員会

笠井 慎五
大西 博己・杉本あすか
櫻井 善章・森永 正樹

租税教育推進委員会

真奥 隆
根尾 玲子・小西 儀孝

厚生委員会

中島 浩
田中 俊英・永谷 博子
櫻井 善章・馬場崎 淳

会計

中島 浩
小西 儀孝

広報委員会

真奥 隆
岩間 新吾・田中 俊英
根尾 玲子・杉本あすか



<支部長>
石谷 秀志



<副支部長>
高岩 弘至



<副支部長>
笠井 慎五



<副支部長>
森福 清和



<副支部長>
中島 浩



<副支部長>
真奥 隆



<幹事>
岩間 新吾



<幹事>
田中 俊英



<幹事>
山口 秀美



<幹事>
大西 博己



<幹事>
永谷 博子



<幹事>
松本 直哉



<幹事>
根尾 玲子



<幹事>
杉本あすか



<幹事>
櫻井 善章



<幹事>
森永 正樹



<幹事>
小西 儀孝



<幹事>
露口 和夫



<幹事>
中塚 高志



<幹事>
馬場崎 淳



<監事>
川上 忠廣



<監事>
北野 秀一



◇信託とは

信託というのは、自分が持っている資産を自分自身で運用することが難しい場合や、自分自身で管理・運用するよりも他人にお願いをして管理・運用してもらうほうがたくさん利益が出るような場合等に自分の財産を信頼できる人に渡して管理・運用してもらい、その財産から生ずる利益は自分が受け取ってほしい人に渡してもらうという便利な仕組みであり、法人のように無期限に存在するものではなく、期間限定で財産を預かり受益者のために管理・運用するしくみです。したがって、契約等において、必ず信託期間が定められています。

◇信託の作り方

信託を作る方法としては、以下の3つの方法があります

- ①契約による方法・・委託者と受託者が約束して信託が設定されます。一般的には契約は文書化されますが、口頭による信託契約も認められます。
- ②遺言による方法・・委託者が遺言で信託を設定し、委託者の死亡により信託の効力が生じます。
- ③自己信託による方法・・自分で自分の財産に信託を設定する方法ですが、この場合は公正証書等決められた形式で文書化する必要があります。



◇信託の機能

信託は、自分で財産を所有・管理してそこから生ずる利益を受け取ることができない場合や、別の人のお願いで管理・運用してもらうほうがより儲かるような場合等において、財産を別の人の手に移して管理・運用してもらい、そこから生ずる利益を自分や自分が決めた別の人に分配するしくみでありこのような仕組みが成立するのは、以下の機能があるためです。

- ①財産管理機能・・自分の保有する財産を受託者に引き渡して、自分の代わりに財産管理することができる機能をいう。たとえば、信託設定後に判断能力が劣った状態になったとしても信託自体は受託者が自分（委託者）の代わりに財産を管理運用することから、利益を自分や自分の決めた人（受益者）に分配することができます。
- ②転換機能・・財産を信託すると、受託者は信託から利益を受ける権利（受益権）を取得します。信託した財産と受益権はイコールではありません。受益権を柔軟に切り分けることにより、多様な受益者のニーズに応える機能をいう。たとえば、賃貸ビルを所有する会社があり、資金調達をしたいと考える場合、金融機関からの借入やこのビルの売却等が考えられますが、自社ビルを信託をして、信託受益権を小口化して投資家に販売することによる資金調達も考えられます。
- ③倒産隔離機能・・倒産破産した場合、債権者は債務者の財産を差押え等して、債権の回収を行うことがあります。しかし当事者が倒産破産した場合においても財産を差押え等することができなくなる機能をいう。たとえば、ある人（委託者）が所有している不動産を信託すると、その不動産の所有者は、委託者から受託者に代わります。その後、委託者が破産した場合、債権者が委託者の財産を差押えにやってきますが、信託した不動産自体を差し押さえることはできません。なぜなら受託者の所有物になっているからです。



◇信託の税制

信託の税制は大正時代からありましたが、信託法が平成 19 年に改正施行されたときに信託税制も見直されました。従来から広く利用されている信託の税制を抜本的に改正することはなかったのですが、利用のされ方に応じて整理し直し、欧米で租税回避の器として信託が利用されていることを念頭に、いくつかの租税回避を防止するような制度が盛り込まれている信託の税制のうち、代表的なものとして以下のものがあります。

①財産の管理や承継を目的とする信託

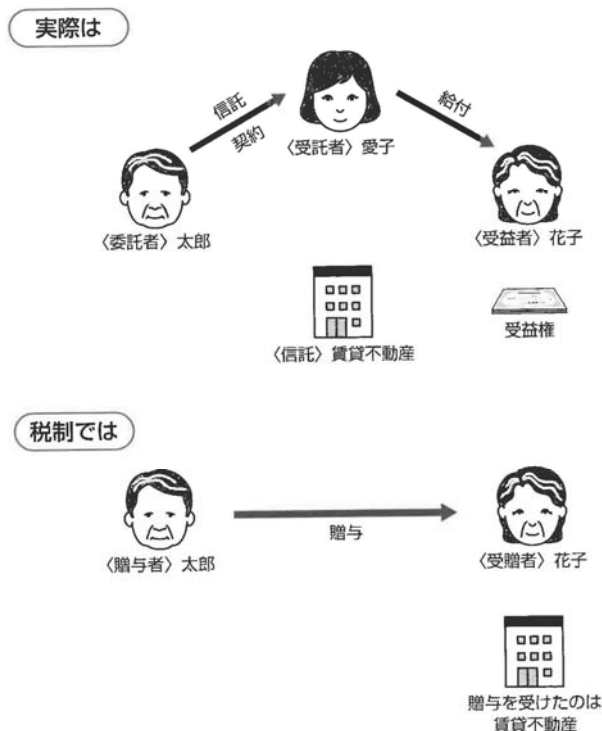
たとえば、委託者（太郎）が保有する賃貸不動産について受託者（愛子）と信託を結び受益者は花子とします。

この場合、賃貸不動産は委託者（太郎）から受託者（愛子）に引き渡され、受託者（愛子）が賃料を受け取って管理費を支払い、残ったお金は信託受益権をもっている花子に支払われます。

この場合、税の世界では、誰が利益を受けるかが大事であり、この場合、委託者（太郎）が賃貸用不動産を無償で受益者（花子）に引渡し、受益者（花子）は賃貸用不動産の贈与を受けたものとみなして贈与税の申告をします。

そして花子が賃貸用不動産を直接保有し、その不動産の賃貸から生ずる利益について所得税の申告をします。

◎税制の考え方は異なる◎



②投資信託の器としての信託

多数の投資家からお金を集めるような信託に対して国内の会社から支払われる配当や利息は支払者側で所得税等を源泉徴収せず、投資信託において配当や利息を受け取った時点で投資信託自体や投資家にも課税しません。投資家に投資信託から利益を分配した時点で初めて、税金を徴収する仕組みとなっています。このような課税の信託を「集団投資信託」といいます。

③受益者がいない信託の税制

信託というのは、受益者がいるのが基本形ですが、必ず受益者がいるとは限りません。改正された信託法では、受益者が信託期間中まったく存在しないような信託の設定も認められています。たとえば、「遺言で自分の死後、愛犬に餌をやり続けるためにお金を受託者に信託する」と決めたとします。しかしペットは人や法人のように契約を締結することができないため受益者になれません。このような信託を「受益者の定めのない信託」といいます。また一般的な信託であっても信託期間のうち、一部の期間について受益者がいない信託もあります。もし受益者がいないならば、税金を納める人がいなくなり国も困ります。そこで受益者がいないような信託については受託者が信託財産から生ずる所得についての税金を納めてくださいという仕組みにしています。受託者が個人であろうとも信託財産を1つの法人とみため、所得については受託者に法人税を課税するもので「法人課税信託」といいます。





最近の著作活動について

東北 篤

私のライフワークの一つである土地評価書の発刊についてPRを兼ねて掲載させていただきます。

私は、学生時代に不動産鑑定第二次試験にチャレンジし、就職後も評価という仕事に携わってまいりました。

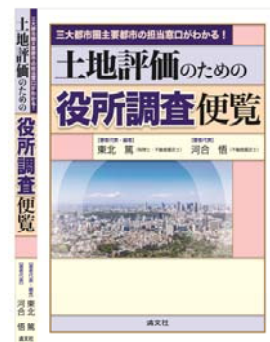
現在、税理士であると同時に不動産鑑定士でもあり、その立場で感じるのですが、税理士は会計学や税法に精通したプロですが、大部分の方は不動産評価に必要な不動産鑑定評価理論や都市計画法、建築基準法等の各種の行政法規に対して日常接することが少なく、これに関してはプロでない方が少なからずおられます。

さて、巷の不動産評価に関する専門書は、路線価の適用の方法等の財産評価基本通達の解説、広大地の評価の適用適否、裁決事例を紹介するなど多々ありますが、土地の評価の疑問点は、理論が問題となるケースはそれほど多くなく、そこへ行きつくまでの基礎的なこと、例えば、土地の境界が不明であるとか面積が不明である等が少なからずあり、この解決のための資料をどこで収集したらいいかわからないといった点が多いのが現実で、理論的解釈を掲載した専門書にたどり着く以前の問題が多く、その資料の収集や、それに基づいた相続税等申告書の添付資料作りが大変な場合が多いのが実情です。

更に資料収集を行う場所である市町村の担当窓口等が全く統一されていないことが大変さに拍車をかけています。具体的に申し上げますと、市町村により担当窓口の呼称、担当内容等が不統一であり、資料公表の仕方、その有無さえもバラバラ、さらに、収集窓口は庁舎内のどこにあるのかさえ不明な場合が通常であり、時間を要することが多いのです。

私はこれを解消するため、一念発起し、税理士には相続税等申告書へ行きつくまでの、市町村における効率的な資料収集方法、さらに資料を活用したところの相続税等の申告書へ添付する資料について、具体的な方針を示したハンドブックを不動産評価のプロである不動産鑑定士7人の有志と作成することにしました。ここで掲載することは場違いかもしれませんが、ご参考にしていただきたいと思います。

なお、全国には平成28年10月10日現在で東京都特別区23、市町村が1,718 合計 1,741 の自治体があり、網羅することは到底できないため、三大都市圏の原則人口15万人以上の111市（東京都23区含む）について分担し作成しました（平成29年9月中旬発刊予定）。



共に助けあい、共に支えあう ～組合事業に参加・協力を～

保険事業・阪奈積立年金制度・共済制度・あっせん事業



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 (近畿税理士会館11F) TEL (06) 6941-6888 / FAX (06) 6947-2800

<http://www.hanna-zeikyo.jp>



優勝しました！

松本 直哉

当日は梅雨の時期ということもあり、2, 3 日前の予報では 60% くらいの降水確率。雨の心配をしていましたが、当日になってみると熱中症に注意を払わないといけないようないい天気になりました。私自身ことですが、前回の支部ゴルフ以降調子が悪く、宮里藍の言葉を借りると「傷あとを広げないゴルフ」をしようと心がけました。「謙虚に安全に」をもっとうにプレイしました。前半、謙虚なゴルフをしていると思いがけないくらいのいいスコアが出ました。

後半になるといつもの傲慢さが出てきました。「後半も前半のスコアを」と。当然、ゴルフにはミスショットはつきものでそれを取り返そうと無理して池がチャ。謙虚なプレイを心掛けていたはずなのに傲慢さによるミスが出てしまいました。これがゴルフなのかなと感じつつ、自分の心の弱さを再認識しました。とはいえ、前半の貯金で、自分自身のベストスコアを更新して優勝できるという最高の成績を収めることができました。

今回は初参加の松本卓也先生と石谷支部長、そして大同生命の向井さんと気持ちいいペースで楽しくプレイすることができました。卓也先生には、格別なご配慮頂きましてありがとうございました。一緒に幹事をしていた中島先生にはお言葉に甘えて何もせずにすいません。次回はしっかりと幹事を全うしますので、ご容赦ください。この記事を読んで頂くときには次回の案内をしていると思いますので、皆様の支部ゴルフのご参加を心よりお待ちしております。



会 員 の 異 動

平成 29 年 8 月 15 日現在・・・会員数 119 名（内税理士法人 3）

<入 会>



H29. 1. 26 松本 卓也 先生

登録番号：134563

生年月日：昭和 35 年 7 月 21 日

和泉市観音寺町 534 番地の 13

TEL：0725-43-0678

FAX：0725-43-0708



H29. 5. 25 香川 香 先生

登録番号：135434

生年月日：昭和 26 年 9 月 29 日

和泉市はつが野 1-30-7

TEL：090-4274-9229



H29. 8. 9 寺田 和弘 先生
(東成支部より)

登録番号：116959

生年月日：昭和 51 年 2 月 27 日

高石市高師浜 2-7-9

TEL：072-261-4891

FAX：072-269-4984

<転 出>

H29. 4. 6 溝川 裕也 先生（南支部へ）

H29. 4. 18 藤田 晃久 先生（東京会へ）

H29. 5. 8 手島 達哉 先生（北支部へ）

<業務廃止>

H29. 3. 31 村上 安弘 先生（準会員）

<ご逝去>

～謹んでお悔やみ申し上げます～

H29. 2. 15 好本 勲 先生（準会員）

H29. 3. 6 菅野 嘉造 先生



租税教室実施報告！



平成 29 年 7 月 5 日、高石市立高石中学校にて 3 年生 5 クラス 201 名の租税教室の依頼があり 5 名の税理士を派遣いたしました。
教材として日本税理士会連合会が作成している「税って何かな？」副教材として DVD「ご案内しますアナザーワールドへ」と 1 億円のレプリカを使用し、生徒たちにより興味を持ってもらえるように各先生方が工夫を凝らして授業をしました。



近畿税理士会においても租税教育事業は重点施策として取り上げられています。今後、租税教室の回数もより一層増えてくることが予想され、先生方に講師への参加をお願いする事があると思います。講師の質の確保のため租税教室の講師研修会も実施されています。興味のある先生は、泉大津支部事務局までご連絡ください。宜しくお願い致します。

最新研修ビデオの紹介



<近畿税理士会主催>

「マイナンバー導入後の業務の流れ」
「税理士のための百箇条」
「相続税の税務調査における留意点・対応策」

<全国統一研修会>

「『資本金等の額』をめぐる身近な実務問題への対応」

<マルチメディア研修（日税連）>

「中小企業における会社法の留意点」
「職業倫理について（第二編）」
～税理士の使命と業務について～

<プロフェッショナルセミナー>

「消費税の届出・申請に係る実務上の留意点」
「税理士制度と税理士の職業倫理」
「所得税における損失の取扱いについて」
「会計専門職としての税理士」
「社会福祉法人制度改革に関する研修会」

<大阪・奈良税理士協同組合主催>

「平成 29 年度 税制改正の解説」

原稿・写真募集!!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>
広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関する
こと・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、
是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえ
お送りください。

なお、印刷上、写真は背景が青空など日中の明るい
場所が好ましいです。夜景等は、わかりにくい
傾向があります。また、お送りいただいた原稿・
写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合も
ありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで
TEL：0725-33-7400
FAX：0725-33-7405
e-mail：izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

子供の頃は、夏休みが待ち遠しく、プールや花
火大会など、夏だからこそ楽しめる行事が盛りだ
くさんあり、それなりに充実した日々を過ごして
いたような気がします。今や、うだるような暑さ
に悲鳴をあげ、季節を楽しむ余裕を持てないまま、
日々が、過ぎ去っていくような気がします。これ
も自分次第、「楽しかった、嬉しかった、美味し
かった」を少しでも意識することを心がけたいも
のです。

さて、今回よりあらたなメンバーによる支部だ
よりをお届けすることとなりました。

お忙しい中、ご協力いただいた先生方、本当に有
難うございました。これからも、会員先生方へ、
有益な情報を発信できる紙面作
りを考えていきたいと思ひます。
しばらくはこの暑さが続くよう
ですが、お健やかに秋をお迎え
くださいますようお願いいたし
ます。(T.T)

